

# 鳥取縣公報

昭和十七年四月十七日  
第千三百二十五號

金曜日

本書ノサハ國定規格A5判

## 訓令

### 鳥取縣訓令甲第十號

市町村長  
學校組合管理者  
國民學校校長  
青年學校校長

鳥取縣學事年報報告規程左ノ通改正ス

昭和十七年四月十七日

鳥取縣知事 土肥米之

#### 學事年報報告規程

第一條 市町村長、學校組合管理者、國民學校長、青年學校長ハ

別冊學事年報事務指定表ニ基キ諸表様式ニ定ムル事項ヲ每統

計年度ノ調査ニ依リ調製シ知事ニ報告スベシ

前項統計年度トアルハ其ノ年四月一日ヨリ翌年三月三十一日

ニ至ル一箇年間ヲ謂フ

第二條 前條第一項ノ報告書ニシテ國民學校長、青年學校長ヨリ

提出スベキモノハ關係市町村長若ハ學校組合管理者ヲ經由ス  
ベシ

#### 附則

本規程ハ昭和十六年度分ノ事實報告ヨリ之ヲ施行ス

(別冊)

#### 學事年報事務指定表

諸表	報告者	期限(提出ノ期)
第一 學齡兒童表 (其ノ一)	市町村長	四月二十日
第二 同 (其ノ二)	同	同
第三 同 (其ノ三)	同	同
第四 幼稚園表	同	同
第五 青年學校義務就學者表	同	同
第六 圖書館表	同	同

鳥取縣公報

每週 曜日發行

(休日ニ當ル  
時ハ翌日)

昭和十七年四月十七日  
第千三百二十五號

(昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可)

第七	教育團體表	同	同
第八	常置體育運動施設調表	同	同
第九	常置教育的觀覽施設調表	同	同
第一〇	國民學校職員住宅表	市町村組合管理 者	同
第一	授業料ヲ徴收スル國民 學校表	同	同
第二	學校、幼稚園衛生職員 表	同	同
第三	公學費表(其ノ一)	同	七月三十一日
第四	同(其ノ二)	同	同
第五	公學資產表	同	同
第六	兒童就學獎勵費支出狀 況調表	同	同
第七	國民學校表	國民學校長	四月二十日
第七附表	國民學校修了者狀 況調表	同	同
第八	學級別國民學校表	同	同
第九	二部授業ヲ行フ國民學 校表	同	同
第三	國民學校職員俸給別表	同	同
第二	國民學校訓導在職年數 別表	同	同
第三	國民學校專科訓導擔任 科目別調表	同	同
第一	學校長、教員ノ學事研究 並社祭ニ關スル旅行調 査表	國民學校長 青年學校長	同

(樣式)

第一	學齡兒童表(其ノ一)	(何年度三月一日現在)
種	國民學校ニ在學スル者	
別	準國民學校ニ在學スル者	
男	師範學校附屬國民學校ニ在學 スル者	
女	學習院初等科、女子學習院初等 科又ハ中學校豫科ニ在學スル者	
計	盲學校及聾啞學校ニ在學ス ル者	
合	計	
就	國民學校初等科第一學年	
豫	國民學校初等科第二學年	
猶	國民學校初等科第三學年	
學	國民學校初等科第四學年	

國民學校初等科第五學年			
國民學校初等科第六學年			
合	計		
學齡兒童總計			
男	百人中就學		
女	百人中就學		
男女	百人中就學		
備考	年度内ニ於テ國民學校令施行規 則第六十八條第三項第三號ニ依 リ學齡簿ヲ抹消シタル兒童 シタル兒童ニ就學義務ナキ年 修了セザル兒童中國國民學校ノ 課程ヲ		
委託兒童	他市町村(委託セ ル者)		
	他市町村ヨリ委託 ヲ受ケタル者		

樣式說明

一 本表ハ年度内三月一日ノ現在數ヲ掲グベシ

二 本表ハ國民學校令第八條ノ規定ニ依リ其ノ保護者ガ國民學校  
ニ就學セシムベキ義務アル兒童ニ就キ調査スベシ

三 聾啞ノ兒童ハ各欄トモ夫々「盲」、「啞」ノ符號ヲ附シ區別

シテ掲グベシ

朝鮮人、臺灣人ハ各欄トモ夫々「朝」、「臺」ノ符號ヲ附シ區別  
シテ掲グベシ以下各表之ニ同ジ

三 國民學校ノ課程ヲ修ムル者中準國民學校ニ在學スル者ノ欄ニ  
ハ國民學校令第十一條ニ依リ認定セラレタル學校及同令第五十  
二條第二項ノ學校ニ在學スル者ヲ掲グベシ

四 就學猶豫ノ者中國國民學校初等科第一學年ノ欄ニハ第一學年ノ  
課程ヲ修ムルコトヲ猶豫セラレタル者即チ未ダ國民學校初等科  
ニ入學セザル者及同初等科第一學年ニ在學中猶豫セラレタル者  
ヲ掲グ、又國民學校初等科第二學年ノ欄ニハ第二學年ノ課程ヲ  
修ムルコトヲ猶豫セラレタル者即チ初等科第一學年修了者ニシ  
テ第二學年ニ進入スルコトヲ猶豫セラレタル者及同第二學年在  
學中猶豫セラレタル者ヲ掲グベシ

國民學校初等科第三學年以上ノ各欄亦之ニ準ズ

五 救護院ニ收容中ノ者並ニ正當ノ理由ナク國民學校ニ入學セズ  
又ハ國民學校ニ學籍ヲ置クモ正當ノ理由ナク長期ノ缺席ヲナシ  
國民學校令施行規則第八十條乃至第八十三條ノ手續ヲ盡スモ尙  
就學セズ又ハ出席セザル者ハ之ヲ不就學者ト見做シ就學猶豫ノ  
部當該欄内ニ於テ夫々「教護」、「不入」、「長缺」ノ符號ヲ附シ  
區別シテ掲グベシ



考備	退園者		保育滿期者		入園者		幼兒		無資格
	女	男	女	男	女	男	女	男	其二

様式説明

一 本表ハ設立ノ區別ニ依リ各合算シテ掲グベシ  
 二 園ハ年度内三月一日現在ノ數ヲ掲グベシ  
 三 組ハ年度内三月一日ノ現在數ヲ掲グベシ  
 四 保姆ハ年度内三月一日ノ現員ヲ掲グベシ但シ公立幼稚園ニ在リテハ休職者ハ之ヲ計入スベカラズ保姆中幼稚園令ニ依ル保姆免許狀ヲ有スル者ハ有資格ノ欄ニ其ノ他ノ保姆ハ無資格ノ欄ニ掲グベシ  
 保中他ノ職ヲ兼ズ又ハ他ノ職ヨリ兼ネザル者ハ「其一」ノ

欄ニ他ノ職ヲ兼ヌル者ハ「其二」ノ欄ニ各墨書シ其ノ幼稚園ノ職員若ハ他ノ職ヨリ兼ヌルモノハ「其三」ノ欄ニ朱書スベシ  
 五 幼兒ハ年度内三月一日ノ現員ヲ掲グベシ  
 六 入園者ハ年度内ニ入園シタル者ノ數ヲ掲グベシ  
 七 保育滿期者ハ年度内ニ保育滿期トナリタル者ノ數ヲ掲グベシ  
 八 退園者ハ年度内ニ退園シタル者ノ數ヲ掲グベシ  
 九 外國人ニ係ル者ハ適宜ノ符號ヲ付シ區別シテ掲グベシ尚備考欄ニ於テ表式ノ種別ニ依リ各其ノ國名別人員ヲ掲グベシ  
 一〇 師範學校附屬幼稚園ニ係ルモノハ計入スベカラズ其ノ他ノ學校等ニ附屬セル幼稚園ニ係ルモノハ「X」印ヲ付シ區別シテ掲グベシ  
 一一 師範學校附屬幼稚園ニ代用スル公立私立ノ幼稚園ニ係ルモノハ本表中ニ夫々計上スルノ外尙之ヲ本表ノ例ニ準ジ一園毎ニ掲載シタル表ヲ調整シテ添付スベシ 但シ師範學校保姆ニシテ本文代用幼稚園ニ勤務スル者ハ適宜ノ符號ヲ付シテ掲グベシ (主トシテ勤務スル者ハ墨書、然ラザル者ハ朱書ヲ以テ掲グベシ)  
 一二 備考ノ欄ニハ表中記人ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項及特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スベシ  
 第五 青年學校義務就學者表 (何年度)

就 不												學 就		
除 免 學 就						豫 猶 學 就						合 計	本科ニ在學ノ者	普通科ニ在學ノ者
本			科 通 普			科 本			科 通 普					
不	白	癲	計	其	癩	計	其	病	計	其	病	計	弱	弱
具	癩	癩		他	疾		具	癩		他	弱			

考 備	學												
	合 計	科 本				科 通 普				科			
		計	其	院及刑務所 =在ル者	居所不明ノ 者	計	其	院及刑務所 =在ル者	居所不明ノ 者	計	其	疾	
就 學 步 合 計													

一、市町村長ニ於テ年度内義務就學者名簿ヲ抹消シタル人員  
 イ、死亡シタル者  
 ハ、他市町村ニ轉住シタル者  
 ニ、義務就學者名簿ニ記載セル義務就學中年度内ニ其ノ義務ナキニ至リタル人員  
 人口、國籍ヲ失ヒタル者  
 人



00208

第九 常置教育的觀覽施設調表 (何年度)

ノ事實ヲ掲グベシ但シ學校等ニ附屬スルモノニシテ使用料ヲ徵收シ一般ノ使用ニ供スルモノハ其ノ一般ノ使用ニ供シタル部分ノミニ就キ掲グベシ

名稱	位置 市町村	設置 年月	供覽品 數	觀覽 人員	供覽 日數	觀覽料 數	管理者又 設置者	圓
考備								

樣式說明

- 一 本表ハ公衆ノ觀覽ニ供スル施設ニ就キ調査スベシ學校等ニ附屬スルモノニテモ公衆ノ觀覽ニ供スルモノハ仍之ヲ掲グベシ
- 二 名稱、位置、供覽品點數、管理者又ハ設置者ハ年度内三月一日現在ニ依リ掲グベシ
- 三 觀覽人員、供覽日數及觀覽料ハ年度内四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ事實ヲ掲グベシ

第十 國民學校職員住宅表 (何年度三月一日現在)

考備	住宅施設ノモノ 住宅戶數	住宅居住 ノ職員數	住宅料支給 ノ職員數	住宅賃借料支拂ノモノ 戶數	居住 職員數

樣式說明

- 一 本表ハ年度内三月一日現在ニ就キ掲グベシ
- 二 住宅料支給ノ市町村、市町村學校組合、町村學校組合ニシテ年度内三月一日ニ於テ支給職員現在セザルトキハ備考欄ニ其ノ旨附記スベシ

第十一 授業料ヲ徵收スル國民學校表(何年度三月一日現在)

種別	學校數	児童 數	授業料ヲ全 額免除セラ レタル者	計	授業料 月額總計
初等科及高等 科ヲ置ク學校					
初等科、高等 科及特修科ヲ 置ク學校					
高等科ノミ置ク學校					

00209

考備	總計	高等科及特修高等科 科ヲ置ク學校		特修科	

樣式說明

- 一 學校ハ年度内三月一日現在ニ依リ授業料ヲ徵收スル學校ヲ掲グベシ
- 二 兒童ハ年度内三月一日ノ現員ヲ掲グベシ 但シ學籍アルモ第一表學齡兒童表(其ノ一)ニ不就學者ト見做シ調査スル者ハ之ヲ計入スベカラズ
- 三 授業料月額總計ハ年度内三月一日ニ於ケル授業料ヲ納ムル兒童ノ授業料月額ヲ合算シテ掲グベシ
- 四 備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項及特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スベシ

第十二 學校、幼稚園衛生職員表 (何年度三月一日現在)

設置學校、幼稚園名	醫科		齒科		看護婦	
	市町 私立	市町 私立	市町 私立	市町 私立	市町 私立	市町 私立
何國民學校						
人員						

考備	何 分學校何(何 幼稚園何分 園)	何 手當年額		何 手當年額		何 手當年額		何 手當年額		何 手當年額	
		人員	圓	人員	圓	人員	圓	人員	圓	人員	圓

樣式說明

- 一 本表ハ年度内三月一日現在ニ於ケル學校、幼稚園醫及學校幼稚園齒科醫、學校看護婦ニ就キ其ノ設置學校、幼稚園毎ニ掲グベシ 但シ分校、園、所ニ係ルモノハ其ノ分校、園、所毎ニ掲グベシ又一人ニシテ學校幼稚園中二箇所以上ヲ擔任スル者ハ各箇所一人トシテ掲グベシ
- 二 手當年額ハ年度内三月一日ニ於ケル學校、幼稚園醫及學校、幼稚園齒科醫、學校看護婦ノ現員ニ對スル一ケ年度ノ額ヲ掲グ

ベシ 但シ日當ヲ給スル者アルトキハ年度内ノ出勤日數ヲ概定シ之ニ日當額ヲ乘ジ得タル金額ヲ掲グベシ、手當又ハ日當ヲ給セザル者アルトキハ其ノ人員ハ「※」印ヲ附シ區別シテ掲グベシ

三 備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項及特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スベシ尙左記ノ事項ヲモ記載スベシ

- 一 專任學校、幼稚園醫名
- 一 專任學校、幼稚園醫名
- 一 專任學校看護婦氏名

第十三 公學費表 (其ノ一) (何年度)

種別	國民青年何々何々圖書其ノ	
	學校學校學校學校館他	計
學校長、所長、館長俸給		
教諭、助教諭、訓導俸給		
准訓導俸給		
其ノ他ノ教員俸給		
養護訓導俸給		
舍監俸給		
司書俸給		
青年學校指導員		

出	
書記、助手俸給	
學校醫手當	
旅費	
雜給	
生徒兒童給費	
借地借家費	
教員住宅料及住宅賃借料	
圖書器械標本費	
器具費	
消耗品費	
新營費	
修繕費	
其ノ他ノ諸費	
合計	
授業料	
閱覽料	
寄附金	
學校基本財産ヨリ生ズル収入	

入		收	
合	其ノ他ノ收入	ヨリ生ズル収入	
		雜	收
計	計	國ハ	兒童就學獎
		庫國	費補助
		交庫	青年學校費
		付補	補助
		金助	學校給食費
		又	補助
		計	補助
		何	補助
		何	補助
		何	補助

本表中圖書館ノ下其ノ他ノ欄其ノ他ノ諸費並其ノ他ノ收入ノ内譯

支	
學務委員ニ關スル經費	經常臨時計
教育委託料	經常臨時計

考 備	
社會教育費	何々
教育會補助	何々
社會教育委員會補助	何々
青年團補助	
處女會補助	
婦人會補助	
少年團補助	
何々補助	
學校組合費	
負擔	
教育委託報	
學校火災保險料	
基本財産造成費	
何々	
計	

様式説明

- 一 本表ハ年度ニ屬スル支出並收入金額ヲ掲グベシ
- 二 學校、圖書館等ニシテ他ノ學校ノ附屬ニ係ルモノハ總テ之ヲ本校ノ部ニ計入スベシ
- 三 圖書館ノ下「其他」ノ部ニハ學校、圖書館ノ各部ニ屬セザルモノ例ヘバ教育團體ノ補助金、學務委員、學校基本財産造成、學校樹栽事業及公設博物館、公設運動場等ニ關スルモノヲ掲グベシ
- 四 教諭、助教諭、訓導、准訓導ニアラザル教員ノ俸給ハ總テ其他ノ教員俸給欄ニ掲グベシ
- 五 舎監俸給ノ欄ニハ兼任ニ係ル者ノ手當金額ヲモ「X」印ヲ付シ區別シテ掲グベシ
- 六 學校醫手當ノ欄ニハ幼稚園醫及學校幼稚園齒科醫ノ手當金額ヲモ計上スベシ
- 七 雜給ノ欄ニハ事務雇員、職工、農夫、門衛、小使等ノ給料、人夫賃及俸給ノ性質ヲ帶ブル兼務手當ヲ掲グベシ尙臨時家族手當、臨時手當ハ朱書ヲ以テ掲グベシ
- 八 生徒兒童給費ノ欄ニハ生徒兒童ニ給シタル學資金額ヲ掲グベシ且貸費金額ヲモ「△」印ヲ付シ區別シテ掲グベシ
- 九 耗品費ノ欄ニハ消耗品、電燈費、印刷費ヲ計入スベシ

- 一〇 新營費ノ欄ニハ敷地購入代價ヲモ計入スベシ又國民學校職員住宅新營費、建設費ニ係ルモノハ「●」印ヲ付シ區別シテ掲グベシ
- 一一 「其ノ他」ノ諸費ノ欄ニハ以上ニ屬セザルモノヲ總テ計入スベシ尙學校給食ニ係ルモノハ「其ノ他」ノ欄ヘ「◎」印ヲ付シ別ニ掲グベシ
- 一二 收入ノ部「雜收入」ノ欄ニハ不用品賣拂代等ノ如キモノヲ掲グベシ
- 一三 收入中米穀其他ノ物品等ニシテ金額ニ換算シ決算シタルモノハ總テ之ヲ掲グベシ
- 一四 支出並收入ノ部各種別ノ金額中臨時費ニ係ルモノハ朱書ヲ以テ掲グベシ
- 一五 金員ノ計算ハ各項ニ於テ四捨五人シ圓ニ止ムベシ
- 一六 特別會計ニ係ルモノハ「X」印ヲ付シ區別シテ掲グベシ
- 一七 備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項及特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スベシ尙市町村學校組合ニ係ル表ニ在リテハ表中記載ノ支出金額ニ對スル分賦金ヲ市、町村ニ區別シテ掲グベシ

第十四 公學費表 (其ノ二) (何年度)

考備	教育費負擔		市町村教育費		同上ノ内國庫交付金ヲ除キタル負擔	
	人員	金額	總額	同上ノ一戸當總額	同上ノ一戸當	同上ノ一戸當

様式説明

- 一 職員増俸金額ハ年度内ニ於テ増俸ノ爲ニ支給シタル金額ヲ記載スベシ
- 二 市町村教育費總額ヨリ控除スベキ國庫交付金ハ第十三公學費表(其ノ一)中國庫交付金及國庫補助欄記載ノモノニ限ル
- 三 備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項及特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スベシ

第十五 公學資產表 (何年度)

種別	國民學校		青年學校		何々學校		何々學校		圖書館其他		計
	敷地	坪	敷地	坪	敷地	坪	敷地	坪	敷地	坪	
土地坪數											
附屬地											
教場											
建物坪數											
其ノ他											
敷地	圓		圓		圓		圓		圓		圓

土地價額	附屬地	建物價額	圖書價額	器械標本價額	器具價額	土地、建物、圖書、器械標本、器具價額合計	預金	現金	有價證券	學校基金									
										田畑	森林	原野	其他	計	坪數	價額	坪數	價額	坪數



00214

積立金	建物		坪數	坪	坪	坪	坪	坪	坪
	價額	圓							
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

樣式說明

- 一本表ハ年度末現在ニ依リ調製スベシ
- 學校、圖書館等ニシテ他ノ學校ノ附屬ニ係ルモノハ總テ之ヲ本校ノ部ニ計上スベシ
- 圖書館ノ下「其他」ノ部ニハ學校、圖書館ノ各部ニ屬セザルモノ例ヘバ公設博物館、公設運動場等ニ關スルモノヲ掲グベシ
- 建物坪數ニハ二階、三階等ノ坪數ヲモ合算シテ掲グベシ又圖書閱覽室ノ坪數ハ教場ノ欄ニ掲グベシ
- 土地、建物、圖書、器械、標本、器具、有價證券ノ價額ハ時價ヲ以テ掲グベシ
- 學校基本財産ノ欄及積立金ノ欄ニハ地方學事通則又ハ市制、町村制ニ依リ設ケタルモノニ就キ掲グベシ

ハ其ノ名稱、目的年度末現在額及之ニ依リ施設ノ狀況ヲ備考欄ニ記載スベシ  
 學校基本財産中前種別ノ各欄ニ掲ゲタルモノト重複スルモノハ朱書ヲ以テ掲グベシ  
 其他價額ノ欄ニ掲ゲタル基本財産ハ備考欄ニ其ノ名稱別金額ヲ記載スベシ  
 七 金員及坪ノ計算ハ各項ニ於テ四捨五入シ圓又ハ坪ニ止ムベシ  
 八 備考ノ欄ニハ學校基本財産及積立金蓋積、管理、廢止ニ關スル狀況並表中記人ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項及特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スベシ  
 第十六 兒童就學獎勵費支出狀況調表 (何年度)

支	給	費	目	別	市		町		村		公		益		團		體		
					支給人員	支出金額	支給人員	支出金額	支給人員	支出金額	支給人員	支出金額	支給人員	支出金額	支給人員	支出金額	支給人員	支出金額	支給人員
其他					男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額
生活費支給					男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額
食料支給					男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額
被服支給					男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額
學用品支給					男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額
教科書支給					男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額	男女計	總額	平均額

00215

考備	別	計	受給總額					受給人員	總額	一人當平均額
			一圓未滿	五圓未滿	十圓未滿	未滿二十圓	未滿二十五圓			
							男			
							女			
							計			
							總額			
							一人當平均額			
							總額			

樣式說明

- 一本表ハ年度ニ屬スル支出ニシテ市、町、村、公益團體ノ直接給與シタルモノニ付掲グベシ尚公益團體中他ト重複支給セルモノハ「X」印ヲ付シ掲グベシ
  - 金額ハ各項ニ於テ四捨五入シ總額ハ圓、一人當平均額ハ錢ニ止ムベシ
- 但シ現品ヲ支給シタルモノハ其ノ購入價格ニ依リ掲グベシ

三 支給費目別ノ項二種以上ニ亙ルモノハ人員及金額トモ金高ノ多キ方ニ掲グベシ 例(バー)人ニ對シ教科書ノ爲七十錢、學用品ノ爲一圓三十錢、被服ノ爲五圓支給シタルトキハ被服支給ノ欄ニ一人七圓トシテ掲ゲルガ如シ

四 學校給食費ニ係ルモノモ本表ニ合算シテ掲グベシ

五 受給總額金高別ノ項受給人員及受給金額ノ欄一人ニシテ二以上ノ箇所ヨリ受ケタルモノハ其ノ金額ヲ合算シタルモノニ依リ掲グベシ

六 備考ノ欄ニハ表中記人ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項ヲ記載スベシ尚左記事項ヲモ記載スベシ  
 年度内兒童就學ヲ爲シタル公益團體名  
 第十七 國民學校表 (何年度)

種別	數	學	
		本	校
校	場	全部ノ學年ヲ授業スル者	全部ノ學年ヲ授業スル者
		一部ノ學年ヲ授業スル者	一部ノ學年ヲ授業スル者
教	場	初等科全部ノ學生ヲ授業スル者	初等科全部ノ學生ヲ授業スル者
		初等科及高等科ノ一部ノ學年ヲ授業スル者	初等科及高等科ノ一部ノ學年ヲ授業スル者

員	職											級 學			
	務勤科修特			務勤科等高				務勤科等初				特 修 科	高 等 科	初 等 科	計
	助	准	專	助	准	專	助	准	專	本 科 及 初 等 科					
	教	導	導	教	導	導	教	導	導						
												男			
												女			
												計			

出 席 日 々	兒 童														
	者了修			者學入			童		兒						
	特	高	初	特	高	初	特	科	等	高	科	等	初		
科	科	科	科	科	科	科	計	計	第 一 學 年	第 二 學 年	第 三 學 年	第 四 學 年	第 五 學 年	第 六 學 年	

考備	加 設 科 目		日 々 缺 席 兒 童 數		平 均 兒 童 數	
	特 修 科	高 等 科	高 等 科	初 等 科	高 等 科	初 等 科
	兒 童 數	兒 童 數	兒 童 數	兒 童 數	兒 童 數	兒 童 數

様式説明

- 一 學校ハ年度内三月一日現在ノ數ヲ掲グベシ
- 二 學級ハ年度内三月一日ノ現在數ヲ掲グベシ  
國民學校令施行規則第五十四條ニ依リ兒童ヲ前後二部ニ分テ授業ヲ行フモノハ其ノ前後ノ學級ヲ合算シテ掲グベシ
- 三 職員ハ年度内三月一日ノ現員ヲ掲グベシ 但シ休職者及現役兵服役中ノ者ハ之ヲ計入スベカラズ  
教員ニシテ其ノ受持初等科、高等科並ニ特修科ノ中二科以上ニ亘ル者ハ授業時數ノ多キ方ニ掲グ學級數亦同ジトキハ兒童數ニ

依リ其ノ多キ方ニ掲グベシ

職員中他ヨリ兼ナル者ハ朱書ヲ以テ掲グベシ

- 四 兒童ハ年度内三月一日ノ現員ヲ掲グベシ 但シ學籍アルモ第一學齡兒童表(其ノ一)ニ不就學者ト見做シ調査スル者ハ之ヲ計入スベカラズ

- 五 入學者ハ年度内ニ始メテ第一學年ニ入學シタル者ノ總數ヲ掲クベシ  
初等科及高等科ヲ置ク國民學校ニ於テハ初等科ヲ修了シ其ノ學校ノ高等科ニ進入シタル者ハ尙高等科入學者ノ欄ニモ之ヲ掲グベシ

特修科ノ場合亦之ニ準ズ

- 六 修了者ハ年度内ニ修了シタル者ノ總數ヲ掲グベシ
- 七 日々出席兒童平均數ハ年度内ニ於ケル日々ノ出席兒童數ヲ通算シ年度内ニ於ケル總授業日數ヲ以テ除シタル商ヲ掲グベシ 但シ計算ハ四捨五入法ニ依リ單位ノ下二位ニ止ムベシ
- 八 日々缺席兒童平均數ハ年度内ニ於ケル日々ノ缺席兒童數ヲ通算シ年度内ニ於ケル總授業日數ヲ以テ除シタル商ヲ掲グベシ 學籍ヲ置クモ年度内全ク出席セザル者ノ分ハ之ヲ除クベシ又計算ハ四捨五入法ニ依リ單位ノ下二位ニ止ムベシ





00222

ラズ  
公立學校職員俸給令第九條ニ依ル者ノ月俸額ハ合算シテ本務學  
校ニ於テ掲クベシ  
三 奏任官ノ待遇ヲ受クル者ハ「奏」ノ字ヲ付シテ掲クベシ  
四 最多月俸額、最寡月俸額ハ年度内三月一日ニ於ケル各職員ノ  
月俸額中最多額、最寡額ヲ掲クベシ  
五 月俸額總計ハ年度内三月一日ニ於ケル各職員ノ月俸額ヲ合算  
シテ掲クベシ  
六 備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項及特ニ  
必要ト認メタル事項ヲ記載スベシ

第二十一 國民學校訓導在職年數別表 (何年度三月一日現在)

種別	本科及初男		等科訓導		年專科訓導	
	男	女	男	女	男	女
五年						
滿五年						
滿十年						
滿十五年						
滿二十年						
滿二十五年						
滿三十年						
計						

様式説明

一 本表ハ年度内三月一日ノ現員ニ就キ掲クベシ 但シ休職者及  
現役兵服役中ノ者ハ之ヲ計入スベカラズ  
二 在職年數ハ恩給法ニ準ジ計算シテ記載スベシ 但シ學校長、  
教授、助教、教諭、助教諭、訓導、幼稚園長、保姆以外ノ公  
務員ノ在職年數ハ之ヲ除算スベシ  
三 勤続年數ハ本縣ニ於テ其ノ職ヲ勤続シタル年數ニ就キ掲クベ  
シ  
四 備考欄ニハ表中記入ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項及特ニ必  
要ト認メタル事項ヲ記載スベシ

備考	數計		年數		勤続		等科訓導		本科及初男	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男

00223

認メタル事項ヲ記載スベシ

第二十二 國民學校專科訓導擔任科目別調表

(何年度三月一日現在)

種別	初等科勤續者		高等科勤續者		特修科勤續者	
	男	女	男	女	男	女
體操						
武道						
音樂						
習字						
圖畫						
工作						
裁縫						
家事						
農業						
工業						
商業						
水産						
支那語						
何々						

様式説明

一 科目別人員ハ年度内三月一日現在ニ依リ掲グベシ 但シ休職  
者現役兵服役中ノ者ハ之ヲ計入スベカラズ  
二 本表ハ擔任科目ノ種別ニ依リ掲グベシ  
同一人ニシテ二種以上ノ科目ヲ擔任スル者並ニ初等科、高等科  
特修科ノ内二科以上ニ渉ル者ハ授業時數ノ多キ方ニ掲グ其ノ時  
數同ジトキハ兒童數ノ多キ方ニ墨書ヲ以テ掲グ他ノ一方ハ朱書  
ヲ以テ掲グベシ  
三 備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項及特ニ  
必要ト認メタル事項ヲ記載スベシ

第二十三 學校長、教員ノ學事研究並視察ニ關スル旅行調

(何年度)

種別	人員(實人員)		日數(延日數)
	内地	縣外	
朝鮮			
臺灣			
樺太			
滿洲			
支那			
歐米			
何々			
計			

考備	旅費				
	縣費	市費	町村費	教育會費	何々
計					

様式説明

- 一 本表ハ年度内三月一日現在ノ小學校、青年學校ニ於テ調製スベシ
- 二 本表ハ公務出張ニ限リ掲記スベシ 但シ教員講習會ニ係ルモノハ之ヲ含マズ
- 三 同一出張ニ於テ朝鮮、滿洲國等ニ地方以上ヲ視察シタル場合ハ「朝鮮、滿洲國」ノ欄ヲ別ニ設ケテ記載スベシ
- 四 旅費總額ノ欄ニハ手當トシテ支給ヲ受ケタルモノト雖旅費ノ性質ニ屬スルモノハ合算記入スベシ
- 五 備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項及特ニ注意メタル事項ヲ記載スベシ

考備	生		指	教員		學級數	校		學科	何學科	何年度		
	本	科通普		無資格	有資格		分教場	右ノ内夜間ニ亙リ教授及訓練ヲ行フモノノ分教場				本校	分教場
	第四學年	第三學年	第二學年	第一學年	計								

退	者業卒				者學入				徒			
	本	科通普	專	研	本	科通普	專	研	科	研	科	
												第一學年
第一類												
第三類												
第二類												
第一類												

考備	者學	
	研	科
	第三類	第二類

様式説明

- 一 學科ノ欄ニハ工業、農業、商業、水産、農業商業、農業水産等ノ如ク職業課トシテ課スル科目ノ種類ニ依リ記載スベシ
  - 二 學級ハ年度内三月一日ノ現在數ヲ掲グベシ
  - 三 教員及指導員ハ年度内三月一日ノ現員ヲ掲グベシ 但シ公立學校ニ在リテハ休職者ハ之ヲ計入スベカラズ
- 教員中青年學校教員資格規程第一條第二條及第十四條ニ依リ資格ヲ有スル者ハ有資格ノ欄ニ、其ノ他ノ教員ハ無資格ノ欄ニ掲グベシ
- 指導員ハ青年學校令施行規則第五十條ニヨリ地方長官ノ囑託シタル者ヲ掲グベシ
- 教員中其ノ學校職員若ハ他ヨリ兼ヌル者アルトキハ朱書ヲ以テ掲グベシ

00226

- 四 生徒ハ年度内三月一日ノ現員ヲ掲グベシ
- 五 入學者ハ年度内ニ入學シタル者ノ數ヲ掲グベシ  
普通科及本科ノ課程ヲ置ク青年學校ニ於テ普通科ノ課程ヲ修了シ其ノ學校ノ本科ニ進入シタル者モ尙本科入學者トシテ之ヲ掲グベシ
- 六 卒業者ハ年度内ニ普通科ヲ修了シタル者、本科ヲ卒業シタル者、研究科又ハ專修科ヲ修了シタル者ノ數ヲ掲グベシ
- 七 退學者ハ年度内ニ退學シタル者ノ數ヲ掲グベシ  
退學者中第一類ニハ義務課程ヲ修了シタル者、第二類ニハ青年學校令第十二條左記各號ニ該當シタルニ依ル者、第三類ニハ其ノ他ノ者ヲ掲グベシ
- 八 外國人ニ係ル者ハ適宜ノ符號ヲ付シ區別シテ掲ゲ尙備考ノ欄ニ於テ表式ノ種別ニ依リ各其ノ國名別人員ヲ掲グベシ
- 九 備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項及特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スベシ

研究科又ハ專修科ノ課程ヲ置ク場合亦之ニ準ズ

- 六 卒業者ハ年度内ニ普通科ヲ修了シタル者、本科ヲ卒業シタル者、研究科又ハ專修科ヲ修了シタル者ノ數ヲ掲グベシ
- 七 退學者ハ年度内ニ退學シタル者ノ數ヲ掲グベシ  
退學者中第一類ニハ義務課程ヲ修了シタル者、第二類ニハ青年學校令第十二條左記各號ニ該當シタルニ依ル者、第三類ニハ其ノ他ノ者ヲ掲グベシ
- 八 外國人ニ係ル者ハ適宜ノ符號ヲ付シ區別シテ掲ゲ尙備考ノ欄ニ於テ表式ノ種別ニ依リ各其ノ國名別人員ヲ掲グベシ
- 九 備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項及特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スベシ

第二十五 青年學校課程別表 (何年度三月一日現在)

學科	種	別
普通科ノミヲ置ク學校	種	男生徒ノミ
		女生徒ノミ
	別	ヲ置ク學校
		ヲ置ク學校

何	學	科	備考
本科ノミヲ置ク學校	普通科及本科ヲ置ク學校	普通科、本科及研究科ヲ置ク學校	本科及研究科ヲ置ク學校

様式説明

- 一 本表ハ年度内三月一日現在ノ學校ニ就キ掲グベシ
- 二 學科ノ欄ニハ工業、農業、商業、水産農業商業、農業水産ノ如ク職業科トシテ課スル科目ノ種類ニ依リ記載スベシ
- 三 備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項及特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スベシ

第二十六 青年學校職員調表 (何年度三月一日現在)

職名	資格	卒業	業在	職勤	續年	功加俸	給男女	氏名
別	學校名	年月數	年額	年額	年額	年額	別	氏名
			圓	圓	圓	圓		

00227

様式説明

- 一 職名ノ欄ニハ學校長、教諭、助教諭、助教諭心得、指導員等ト記載スベシ 但シ教諭ニシテ校長ヲ兼ヌル者ハ「教諭兼校長」ト記載スベシ  
教員中其ノ學校職員若ハ他ヨリ兼ヌル者ニ在リテハ朱書ヲ以テ掲グベシ
- 二 資格別ノ欄ニハ昭和十年文部省令第五號青年學校教員資格規程ニ依リ「規程第一條第一號該當者」「同第一條第二號該當者」「同第一條第三號該當者」「同第一條第四號該當者」「同第二條該當者」「同第十四條該當者」「無資格」ト記載シ尙青年學校令施行規則第五十條ニヨリ地方長官ノ囑託シタル指導員ニシテ青年學校教員資格規程ニ依リ青年學校教員タル資格ヲ有スル者ハ有資格、其ノ他ノ者ハ無資格ト記載スベシ
- 三 卒業學校名ノ欄ニハ最終出身學校名ヲ記載スベシ
- 四 在職年數ハ恩給法ニ準ジ計算シ何年何月ト記載スベシ 但シ在職年數ハ之ヲ除算スベシ
- 五 勤續年月數ハ本縣ニ於テ其ノ職ヲ勤續シタル年月書ヲ記載スベシ
- 六 年功加俸及俸給ハ年度内三月一日現在ニ於ケル年額ヲ記載スベシ

様式説明

- 七 備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項及特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スベシ

第二十七 私立青年學校、幼稚園、圖書館收支表 (何年度)

種	別	何々	青	何々	何々	何々	何々	計
支	學校長、園長、館長俸給							
	教員俸給							
	保母俸給							
	司書俸給							
	事務員俸給							
	醫師報酬							
	旅費							
	雜給							
	生徒兒童幼兒給費							
	借地借家費							
圖書器械標本費								
器具費								







東伯郡倉吉町新町二丁目二三四〇番地二  
昭和十七年三月二十七日廢業ニ依リ名簿取消方  
出願ニ對シ同年四月六日取消

片上萬壽惠  
明治四十四年一月一日生

鳥取縣告示第百二十四號

產婆登錄名簿訂正者左ノ如シ

昭和十七年四月十七日

鳥取縣知事 土肥米之  
前往所 鳥取市川外大工町二〇番地ノ六北浦安治方  
新住所 同市同町二〇番地ノ五萩野勝治方

昭和十七年四月三日轉住ニ依リ同月五日付名簿  
訂正方願出ニ對シ同月九日訂正

谷尾峰子

鳥取縣告示第百二十五號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通異動アリタリ

昭和十七年四月十七日

鳥取縣知事 土肥米之  
診療所所在地 氏名 異動事項 異動年月日  
米子市上後藤 須山 秋子 退職 昭和十五年十  
月十五日  
米子腦病院内

00232

鳥取縣告示第百二十六號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十七年四月十七日

鳥取縣知事 土肥米之  
被保險者證 被保險者氏名 工場事業場又ハ事務所在地並名稱 無効トナリタル被保險者證交付年月日 無効トナリタル年月日  
鳥よね 六九 東本邦夫 鳥取市東品治 吉谷機械製作所 一六、一一、一 一七、三、二五  
西には 二四 玉置源入 西伯郡境町 日本海木材株式會社 一六、三、二五 一六、一一、一〇

00233

鳥取市瓦町 榮堂 一三、六、一一 一七、三、二〇  
入たつ 六 谷口武雄 入頭郡智頭町 一六、三、二四 不明  
米たほ 一三三 内田綾子 米子市愛宕町 大正農工具株式會社 一五、七、三 不明

鳥取縣告示第百二十七號

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十七年四月十七日

鳥取縣知事 土肥米之  
被保險者證 被保險者氏名 工場事業場又ハ事務所所在地並名稱 無効トナリタル被保險者證交付年月日 無効トナリタル年月日  
職鳥まい 二二三 澤 信子 鳥取市東品治町 丸由百貨店 一六、五、五 一七、三、三  
同 八二 由谷圭子 同 一五、五、三〇 一六、一一、二七

職米た 四二 神崎泰一 米子市角盤町 第一徵兵保險株式會社米子監督所 一五、八、七 不明  
職米とろ 五 久野孝藏 米子市 鳥取縣西部牛乳組合 一六、一、二一 同  
同 一一 宮本定榮 同 同 同 同

鳥取縣告示第百二十八號

昭和十六年八月鳥取縣告示第六百三十九號(醫藥品ノ最高販賣價 格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年四月十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

洋藥ノ表中

- 次炭酸蒼鉛壘五〇〇瓦ノ項ヲ左ノ如ク改ム
- 次炭酸蒼鉛壘 五〇〇瓦 八、四四 一〇、一一
- 次没食子酸ヨード蒼鉛同五〇〇ノ項ヲ左ノ如ク改ム
- 次没食子酸ヨード蒼鉛同五〇〇 一二、二七 一四、一〇
- キセロホルム同五〇〇ノ項ヲ左ノ如ク改ム
- キセロホルム同 五〇〇 一五、八四 一八、二一
- ノイホルム壘五〇〇ノ項ヲ左ノ如ク改ム
- ノイホルム壘 五〇〇 五九、八八 六八、八五
- ゴム絆創膏又ハ亜鉛華 五〇〇ノ項ヲ左ノ如ク改ム
- 鉛華 五〇〇ノ項ヲ左ノ如ク改ム
- 同 糸卷型罐三號巾一、二五糎 三、二五
- 同 糸卷型罐四號巾二、五糎 一打ノ項ヲ左ノ如ク改ム
- 同 糸卷型罐四號巾二、五糎 一打ノ項ヲ左ノ如ク改ム
- 同 糸卷型罐五號巾四、五五糎 一打ノ項ヲ左ノ如ク改ム
- 同 糸卷型罐五號巾四、五五糎 一打ノ項ヲ左ノ如ク改ム
- 同 糸卷型罐五號巾五、五二 九、五二
- 同 糸卷型罐五號巾五、五二 九、五二
- 同 紙函又ハ綴冊一糎平方ノモノ一打ノ項ヲ左ノ如ク改ム
- 同 紙函又ハ綴冊一糎平方ノモノ一打ノ項ヲ左ノ如ク改ム
- 同 紙函又ハ綴冊一糎平方ノモノ一打ノ項ヲ左ノ如ク改ム
- 同 紙函又ハ綴冊一糎平方ノモノ一打ノ項ヲ左ノ如ク改ム

### 彙報

## 國民體位と歩行

正しい姿勢正しい歩法で  
國民舉つて堂々と歩かう

(社會教育課)

◆  
今や軍國多事、統後國民は總て職業戦線に懸命の死闘を盡してゐるのであるから、体育運動の機會が少くなりやすいのも當然といへやうし、それでなくてもかく運動の緊要さに自覺の足りない我が一般大衆には、一層簡單で有効な体育運動の普及獎勵が必要なのである。

◆  
今後新緑の候を迎へると共に各所に運動會や競技會が開催されるのであるが、しかしこれらの運動はとかく演技が少數者に限られやすく國民全体の爲の体育施設としては不徹底となり勝であることは遺憾である。ラヂオ体操や厚生体操等の大衆的な体操が逐次實行され普及しつゝあることは喜びに堪へないことであつて、

益々の普遍化・大衆化に努めねばならぬのであるが、この際「歩行」運動の一日も速かにあまねく實行されることこそ最も機宜に適した重要事と思はれる。

◆  
人間は元來「歩行」する動物であつて、屋外移動はもとより一般家庭や仕事場でも何人も相當多くの「歩行」を行つてゐたのであるが、近時交通機關の非常な進歩と分業の發達とは人間の歩行量を極めて僅少にし、これが爲に國民體位の上に障礙を及ぼしてゐることは頗る夥しいものがある。

歩行は心臓より遠い部分を動かすし、しかも全身運動を相當強度に行ふものであるから、解剖的にいつても機能的にいつても實に絶好の運動方法といふべきであつて、「歩行」の普及こそはまことに刻下喫緊の要事である。吾々は努めてある機会を發見し進んでその機會を自らつくつて少しでも多く歩行することを心がけねばならない。

然るにとかくわれ／＼日本人の歩き方、特に婦人の歩行方法に於ては極めて不良な歩き方が多く歩行の一般的勸奨と共にその歩き方に於ても大いに改良すべき點が多い。

◆  
正しい「歩き方」は何よりも上体の姿勢を正しく保たねばなら

ぬ。頭を眞直ぐにして正しく肩にのせ、目は稍高めめの位置に注ぎ頸筋を伸ばして頸を軽く引き締め、胸は心もち張り氣味にして腹部を折らず、臍下丹田に氣を充實させてゐることが大切である。脚の運びは後脚が地面を離れるや膝の力を抜いて振動を利用して滑らかに前方に振出し、股は必要以上に高く上げないで、振り出された前脚は地につく前に一度充分に伸ばされ、幾分踵が先につき、それと同時に体重がその上に乗つて來ねばならぬ。脚は結局地につくとき後脚で地面を押し離すときと二回完全に膝が伸びることになる。

◆  
正しい歩行はこの行動を滑らかに、リズム的に調子よく繰返すのであつて、脚を引きずつたり膝がいつも曲つたまゝであつたり足先が早く地面にいたり、振り出すときに力が入つたりするのはよい歩き方ではない。足は足先を眞直ぐ前にむけて、一本の線の兩側をふむやうに運び、外輪や内輪にならず、また脚の運びを側方からでなく眞直ぐに前方に振り出す。

歩き方には腕の振り方がかなり關係する。腕は肩の力を抜いて自然にたれ、脚に合せて肩から軽く前後に振るのである。肩が凝つたり、肘から先だけを動かしたり、腕が体の前方で交叉するやうな振り方はよくない。

00236

歩数・歩幅は性、年齢、体格等の差異によつて一概にはきめられないが、日本人の大人男子について一般的にいへば凡そ歩幅は八十糎から八十五糎、歩数は一分間約百二十歩から百二十五歩が適當と考へられる。大人の女子なら歩幅は七十五糎から八十糎、歩数は一分間約百二十五歩から百三十歩を標準とする。勿論服装や履物の如何によつて幾分違ふことはいふまでもない。この標準によると大人男子で一分間に凡そ百米・十分間に一キロ、従つて四キロ(一里)を約四十分から四十五分位で歩くことになる。

さらに「歩行」を精神の上から考へると、精神的躍進の國民的生活態度をこの歩行の中に見出し、一歩一歩堂々と推進の喜びと強い意氣を以て歩く心持が大切である。

しかも歩行の境地はあらゆる雑念から離れ、注意力を集中統一し、團體で歩く時には全体の者が完全に一体となつて、歩行の嚴肅なリズムにのることによつて感傷に溢れる民族協和の團結の精神が養成されるのである。

次に歩行運動の實踐に當つて守らねばならない公徳がある。左側通行、交通標識の嚴守等はいふまでもなく、二人以上横に並んで歩くも、それ以上は縦に重なるべきである。煙草をすつたり物を

たべながら歩くことなども面白くない。道路に痰唾を吐かぬこと、道路を汚さぬこと、自然の風物を愛護して破損しないこと等々、守るべき公衆道徳は「歩行」の中にも随分多い。

◆ 今回の戦に於ける軍の機動作戦は平時の國民歩行力の重要性を示してゐる。敵の機先を制して迂回、集中、追撃、戰闘等休む間もなく晝夜を以て行軍する上に、敵に數倍する脚力が如何に重要であることか。わが郷土部隊の脚力が他の部隊に比べて非常に優れてゐることは有名であるが、これが爲には如何に苦心して行軍力の養成に努力せられてゐるかが想像される。

男子は一人残らず第一線に立つべき義務と光榮を擔ふ以上、平時からつとめて歩行訓練をせねばならぬことはいふまでもない。その他女子の体位向上は第二國民養成の上からも、又直に軍國の女子として國內職業戦線に活動する爲にも極めて必要であること

も亦いふまでもない。「歩行」が極めて容易であつて準備も設備も不用であり、しかもその効果が極めて有意義であることを考へて、吾々はつとめて「歩行」の實施にあらゆる努力をほらひたい。特に近時交通機關の不足と共に益々歩行の必要も要請されてゐる今日、老も若きも縣民擧つて「歩行」運動を強化するやうにし、その歩行に當つ

00237

ては、速の正しい歩行法を實行して、旺盛なる精神力と強靱なる体力を養つて現に當面する歴史的大事業を完遂すると共に、質量共に優秀なる人的資源を確保し、大和民族の大理想を達成するの一助としたものである。

### 軍人家族の援助は

#### 先づ隣組で

(社 會 課)

大東亞戰爭を戦ひ抜くために、日夜前線で敢闘してゐる我が忠勇なる將士の家庭をしつかりと守ることは、我々銃後國民の最も大切な責務の一つである。

支那事變以來既に足掛け六年、其の間皇軍は凡ゆる困苦を克服し一身を鴻毛の輕きに比して一路大東亞共榮圈の確立に向つて勇戦奮闘を續けつゝあるのであるが、之等將士の家庭で困つてゐる家庭があれば、先づ隣組に住んでゐる者の眞心に依つて出来る限りの力添へや援助をしなければならぬ。

之等の家庭には或は人手不足の家もあらう。或は經濟的に困窮を告げてゐる家もあるであらう。大東亞戰を完遂し、明期なる世

界の平和を確立するためには、先づ何といつても前線將兵に後顧の憂なからしめ、一意専心戦つて貰ふことが我々銃後國民に課せられた務めであらねばならない。若し隣組だけではどうしても不十分だといふやうな場合には縣廳、市町村役場、民間軍人後援團體の恩賜財團軍人援護會、同縣支部、銃後奉公會、或は軍事保護院等で援護することになつてゐるので、一刻も早く組長や方面委員と相談して右の箇所へ通知せられるやう切望に堪えない次第である。

### 兵器献納資源回収 運動醜出金報告

金 額	町 村 名
一金拾七圓拾六錢	岩美郡本庄村
一金拾圓八拾四錢	日野郡黒坂町
一金拾八圓七拾錢	西伯郡上道村
一金貳拾圓參拾壹錢	西伯郡光徳村
一金貳拾圓	西伯郡大高村
一金拾四圓八拾四錢	西伯郡法勝寺村
一金貳拾壹圓七拾錢	西伯郡崎津村
一金拾八圓四拾五錢	岩美郡岩井町
一金拾貳圓五錢	東伯郡橋津村
一金參圓參拾七錢	東伯郡長瀬村

